

第55回「上海IPG」会合

日時：2011年11月17日（木）14:00～18:00

場所：上海龍之夢麗晶大酒店 4階 Ball Room A

## 「上海 IPG ピックアップ講座」

### 【講演】

○司会 それでは、ピックアップ講座を始めさせていただきます。ご承知の方も多いと思いますが、最近 IPG は、北京、広東も含めて、中国の中央、地方政府との交流が増えております。その中で、2011 年度の主要テーマとして、前回のピックアップでご講演いただいた「押収品の価格認定の問題」、本日のピックアップ講座でお話いただく「再犯と悪質行為への重罰化」、それから後の会合でお話いただく「分業化への対策」を挙げています。本日は、最近の IPG 活動において政府向けの講演をご担当いただいております夏普(中国)の知財センター長・宮腰様からご講演いただき、よろしくお願いいたします。

○夏普(中国)投資有限公司 宮腰氏

夏普(中国)投資有限公司の宮腰です。よろしくお願いいたします。本日は「再犯抑止に向けた悪質行為への重罰化」をテーマに、上海 IPG の自動車、自動車部品 WG、電卓 WG、事務機消耗品 WG、マシン業界の 4 つのワーキンググループで取り組んでまいりました研究及び活動について、ご報告させていただきます。これらの内容は後ほどご紹介いたしますが、これまで IPG として、中央や地方の政府と交流させていただいた際にも発表してまいりましたので、この場をお借りして、皆様にも情報共有させていただきます。弊社はここにあります 4 つのワーキンググループのうち、事務機 WG、電卓 WG に参加しておりますが、本プレゼン資料の作成にあたっては、その他の WG 及び事務局の方にも、ご尽力いただいております。本日は私のほうからご報告させていただきますこと、ご了承願います。

まず、本テーマに関して、各ワーキンググループが研究、活動するきっかけとなりました背景について、ご紹介いたします。私どもは各企業、または IPG 活動などを通して、これまで、模倣品対策を積極的に行ってまいりましたが、依然として、市場には模倣品が存在しております。なぜ摘発を積極的に進めても、模倣品が減らないのかと考えましたところ、その理由は摘発を巧妙に回避したり、摘発を意に介しないなど、悪質業者が出現し、再犯を繰り返しているからと考えました。私どもが当局の方と交流させていただく際にも、侵害行為が継続される理由について、お考えをお聞きすると、お金儲けができると回答される当局が多いです。ですので、私どもは侵害者の経済的利益をできるだけ喪失させるという観点で活動を進めることにしました。模倣品や悪質業者が減らず、その取締を繰り返すことは中国当局にとっても、対策に必要な人、物、金などの資源を無駄に費やすことになり、中国の国益にも影響することになります。そのようなコストを抑制するためにも、違法行為の悪質性を当局の方に、適切に評価していただき、重罰を適用していただくために、再犯者への制裁強化、悪質模倣行為への制裁強化、行政罰に加えた刑事制裁の強化が必要であると考えました。こちらは活動の大まかなイメージ図です。全体としましては、様々な悪質行為をしている人たちに重罰を科して、再犯を減らしていきたいとの思いがございます。その中でも、再犯への重罰はそうした目的に直結し、関連規定もございましたため、多くの活動を行ってまいりました。今回、私の方からは、再犯への重罰を中心に発表いたします。

まずは、再犯の存在についてです。こちらは 2007 年に、上海 IPG で行いました再犯についての実態調査の結果をまとめたものです。上海 IPG メンバー企業 30 社にアンケートを取り、再犯被害を受けたことがあるかどうか、ある場合には、どのようなよ

うな観点でそれが再犯と判断したのか、などについてお聞きしました。その結果、2004年から2007年まで約3年10ヶ月の間に、30社のうちに21社、約70%の企業が再犯の被害を受け、再犯件数は264件に上っていることが分かりました。これは、あくまで、アンケートにご回答いただいた各権利者の視点で再犯と見なしたのですが、再犯が非常に多いことが確認できました。上の表では再犯定義を広く捕らえ、アンケートを5つに分類しました。

- ・1つ目は侵害者、手口、適用法が同一の場合です。これは完全に再犯と言えると思います。
- ・2つ目は侵害者、手口が同一ですが、適用法が異なる場合です。たとえば、1回目は商標法で処罰を受け、2回目は不正競争で処罰を受けた場合を指します。
- ・3つ目は侵害者が同じで、手口が類似する場合です。例えば、1回目は単純に模倣品を販売し、2回目は日本企業の商標「夏普」を用いて、例えば、「上海夏普有限公司」を商号登記し、企業名称として使用する手口です。
- ・4つ目は1回目の侵害者が2回目の時、陰に隠れている場合です。例えば、自分の家族や親戚に再犯させるケースです。
- ・5つ目は地域を跨ぐ再犯です。一度摘発を受けた侵害者が移転して、違う地域、または違う省で同様な侵害を繰り返すケースです。

以上の分類で、件数や割合をまとめました結果は以下のとおりです。1つ目の完全な再犯の行為が199件で、非常に多い結果となったものの、2回目には侵害者は手口や地域を変えるケースも全体の4分の1程度あると見受けられ、再犯時の巧妙化が多いことが分かりました。特に地域を跨ぐ再犯行為は46件という多い数字になっております。なお、表中の括弧のなかの数字は、地域を跨ぐ再犯でありながら、他の分類と重なるものを示したものです。本調査では、権利者から再犯事例の内容を提供していただきました。下の枠は、その中で展示された課題を抜粋したものです。詳細は控えますが、やはり再犯時には侵害者が巧妙になるのがわかります。例えば、販売数量を減少させ、処罰を回避したり、侵害の認定がしにくい形に持っていく傾向が見受けられました。

次は再犯の定義についてです。こちらは事務機消耗品ワーキンググループで様々な機会を通じ、行政部門合計24カ所に再犯と見なす際の要件、再犯重罰適用等についてお聞きして、得られた回答です。①の再犯の実態については、会社が同一で、経営者が相違する場合、会社同一で、住所が相違する場合、会社相違し、経営者同一の場合について、再犯として認定できるかについて質問いたしました。回答として、1つ目について行政部門では、13ヶ所全てが再犯と見なすとのことでした。2つ目について、行政部門では、11ヶ所のうち3ヶ所が再犯と見なし、8ヶ所は再犯とは見なさないとの回答で、2つの部門間で差が認められました。②の再犯の行為については、次のスライドの「(3) 重罰の実施」と同じ内容なので、次で説明いたします。また、過去の摘発時に、当局の方がどのように前科を調べているかという質問に対しては、行政当局内部のデータベースを使うなどいくつかの方法が提示されました。しかし、初犯が他地域の案件である場合、その事実を調べるのは難しいとの回答もございました。また、権利者から、摘発の申請地に再犯であることを提示することは可能かとの質問に関しましては、基本的に可能との回答を受ける一方で、その際、処罰決定書を提示する必要があるかどうか、またそれが再犯の要件に合致しているかどうかについては、当局側で判断するとの言及もございました。(3)の「再犯に対する重罰の実施」についての質問には、ほとんどの当局が重罰化するとの回答でしたが、やはり案件の具体的な性質に即して、処罰時に考慮するというのは原則であるとのことでした。全体的には、各当局の考え方はほぼ同様ですが、多少の差も見られました。課題として、運用差の是正や、広範囲な前科情報の共有の促進が挙げられました。

続きまして、再犯重罰適用の確認についてです。こちらは電卓WGでの活動になり

ます。再犯時の重罰適用の確認作業に当たって、まずは、関連する法律、法規についての詳細な認識が必要だろうとの認識で一致しました。どのような行為が重罰の対象となるのかについて、記載されている地方の法令を含めた法規の収集、調査をしてみました。そして、ここにあげた8つの省市の規定を見つけました。上の表にクリーム色に塗った赤字の欄をご覧いただければお分かりになると思いますが、ほとんどの省・市の規定で、再犯は重罰に該当するとしていることが分かりました。参考までに、他にもクリーム色に塗った項目を挙げます。摘発の妨害や逃避、抵抗などの行為や共同違法行為によって、重要な役割を果たしている首謀者に対しても、重罰を科すと規定している省市も3つございました。表中には〇がついていないところも多く、この表に挙げたすべての項目が必ずしも重罰対象になるとは言えませんが、電卓 WG での規定調査は中国での重罰の適用状況を理解するための参考になるのではないかと考えております。こちらは商標法上の罰金に関する法規、「商標法实施条例」52条の罰金規定と2008年の国家工商管理総局の規定です。52条では、罰金額は不法経営額の3倍以下、不法経営額が算出できない場合には、10万元以下と規定され、3倍以下、10万元以下という自由裁量の幅がございます。私どもは1点目として、この自由裁量の中で、どこまで比較的重い罰を適用できるのかという点に注目しています。それから2点目として、再犯者への重罰において、法律上の要件、例えば当事者、類似違法行為などの定義等を正確に理解する必要があると考えております。先ほどの電卓 WG で収集しました重罰規定の中には、重罰の基準を記載したものがございましたので、いくつか参考までにご紹介いたします。ここにございましたように、3つのパターンに分けております。

1つ目が罰金額が一定金額の倍数である場合です。例えば、不法経営額の何倍というケースです。不法経営額より、罰金額が多い場合には重罰、少ない場合軽罰といった規定がございました。2つ目は罰金額が一定範囲内の金額である場合です。例えば、1万元から10万元までといった場合です。この場合には、罰金が多ければ重罰、少なければ軽罰という規定がございました。最後に、最大罰金額のみを規定した場合です。これは商標法のように、不法経営額が不明確な場合には、10万元以下の罰金を科すといったようなものを指します。この場合には、罰金額が上限から70%、すなわち、7万元から10万元の場合には重罰です。上限から30-70%にあたります3万元から7万元の場合には一般罰です。30%以下である3万元以下の場合には軽罰となるという規定がございました。

次に、事務機消耗品 WG、電卓 WG にて再犯者に対して、重罰を付与すべく、また再犯者への重罰適用を確認すべくプロジェクトをご紹介します。やり方ですが、過去の摘発案件を集め、その中から、侵害者の住所等が比較的明確な案件を抽出し、複数件の侵害者に対し、再犯の有無を調査しました。調査の結果、再犯が認められた案件について、当該侵害行為が再犯であり、重罰を求めることを申立書に記載し、調査会社を通じ、担当当局に伝えて、再犯への重罰が適用されるか否かを見てみました。まずは事務機 WG の事例です。事例1では、再犯行為の摘発が2011年3月3日に完了しました。しかしながら、1回目の摘発では、押収書のみが発行され、処罰決定書が発行されておりましたので、最終的に当局に再犯として認定していただけませんでした。事例2では、初犯時の処罰決定書がございましたが、2回目の摘発では、非常に在庫が少ないという理由で、重罰の適用が難しいとの回答を受けました。続いて、電卓 WG の事例です。両方とも、広州での事例となります。重罰が適用されるか否かを確認するため、再犯者への重罰付与を目標に、再摘発を行った事例です。事例1では、2010年の一度目の摘発で、電卓2,785台を押収しました。今年8月22日の2度目には、2,417台という同等の数量の侵害品が押収されました。しかし、残念ながら、2回目の方は処罰決定書が出ておらず、再犯への処罰内容を確認できていない状態です。ただし、1回目の摘発で侵害を受けた商標は2009年に中国馳名商標と認定さ

れています。電卓事業者であれば、当然その名を知っており、その侵害品の販売は悪質行為として重罰になると期待しましたが、実際には不法経営額よりも少ない罰金が科されていました。実際に重罰を適用することは、やはり難しいのではないかという印象を受けております。事例2は、1度目と2度目の店舗名称、当事者が同一で、基本的には再犯と言える案件だと思えます。この事例では、1回目に電卓145台を押収、2回目が376台の押収でした。罰金額は2回とも5,000元でした。2回目が再犯であり、押収数量も1回目の2倍でしたので、もう少し高い罰金になり得たのではないかと考えております。事務機消耗品WG、電卓WGの事例、いずれも残念が結果ではございますが、再犯の定義、再犯の重罰規定の運用について、まだまだ分からない点が多いという現状を把握できたという意味では、いい調査ができたと思っております。

続いて、再犯抑止に向けた取り組みについてです。まずは、自動車、自動車部品WGでの再犯抑止への取り組みについてご紹介させていただきます。自動車、自動車部品WGは数年前から、再犯対策を意識しておりました。そして、1番の表にあるとおり、広東省、江蘇省、浙江省の工商行政管理局、質量技術監督局向けに各知的財産権侵害、あるいは製品品質法に違反した事業者のブラックリストを提供し、このリストの事業者に対し、徹底干渉していただくよう当局に依頼しておりました。その結果、当局側で、自主的に検査を実施していただき、再犯事実を確認した事例も、いくつか報告されました。3番では、各侵害者への教育、啓発を紹介しております。浙江省ではブラックリスト上の事業者を当局が招集して、知財の啓発セミナーを開催していただきました。これをきっかけに、現在他の省でも、同様のセミナー開催について、関連当局の方と検討させていただいております。具体性の高い成果として、2番の常州TSBとの活動をご紹介します。本件では、権利者より、当局に対して、処罰決定書に再犯であることを明記し、重罰を科して欲しいとの依頼を出しました。すると、ここにありますとおり、処罰決定書には自分の局にて処罰したことがあるので、今回の処罰はこうするというような再犯を認定した旨の内容が記載されました。私どもの認識では、処罰決定書には再犯であることはきちんと明記してもらえという事例が非常に少ないことから、再犯重罰の促進や、前科認定の観点から、今後、当局の方にも、ぜひ同様の記載をしていただきたいと思います。もう1つ、再犯抑止効果の高い事例として、ミシン業界での事例をご紹介します。ミシン業界では、中古品が数多く流通しており、中古品の修理業者等が数多く存在しております。その中で、中古品を回収後、再塗装し、さらに日本の権利者の商標を貼り直して、新品として販売する行為が見つかりました。こうした行為は重罰の対象になるのではないかと考え、江蘇省質量監督管理局に相談させていただき、重罰適用を目指しました。ミシン業界が2010年に行った調査の結果、複数の模倣品を取り扱う事業者が発見されました。その中で、ターゲットとしたある修理業者は請負で修理作業をしていますが、偽物自体を作ったり、販売したりするという直接的な侵害行為はしておりませんでした。そのため、摘発で重罰を科すのは不適切との判断が当局にてなされ、権利者もその判断に同意いたしました。しかし、当局はこの問題を非常に重視してくださり、知識産権局などの協力を得て、当該修理業者の所在地であるミシン街で、ミシン業者全体を集めて、教育を実施していただきました。その数ヶ月後に、当方でこのミシン街で調査を行いました。模倣行為が発見されませんでした。当局に悪質行為を認定し、重罰を適用していただいただけではありませんでしたが、再犯抑止に向けた当局の指導効果が現れたすばらしい事例だと思っております。

以上、ご紹介してまいりました各ワーキンググループの取り組みはIPGとして、これまで地方、中央政府部門の方々と交流する機会にもご紹介させていただき、それに対して、当局のご意見を伺ってまいりました。例えば、2011年の6月には、国家AIC商標局の方と2011年9月には四川省の成都で行われた商標祭りに合わせて、各地のAICの方々と交流をさせていただきました。また、2011年10月には、北京にて、中

国司法行政部門の方々にも講演させていただきました。これらの交流会で当方からの発表に対し、政府部門の方々からいただいたご意見の中で、再犯の認定の要件について、まとめたものをご紹介します。再犯認定要件については、現行法では再犯、悪質行為の定義が明確とは言いがたい、実務上の再犯認定手段の検討が必要、自由裁量における処罰、罰金基準は明確には定義されていないなどのご意見もいただきました。また、初犯と再犯時での侵害手段、侵害地域、被侵害商標の3つの条件に分けて、それぞれのパターンで、再犯に該当するかについてお聞きしました結果を下の表のようにまとめてみました。類型1は問題なく再犯と見なされます。被侵害商標だけが異なる類型2のケースも再犯です。また、類型3と類型4、類型5は、条件付きで再犯とみなすとのこと。類型6の摘発機関と適用法令が異なる場合は、再犯と見なししているかは不明のままです。

なお、これまでご紹介させていただきました IPG の取り組みは IIPPF での地方ミッションとも連携し、ご紹介をしていく予定であります。具体的には、来月も予定されております。IIPPF、IPG 連携での広州ミッションでも、内容や、話の展開をミッション用に若干修正した上でご紹介し、意見交換会をさせていただくことになっております。再犯重罰化については、上の水色の枠内にございますように、これまでの地方行政部門への質問結果として、再犯における主体姿態や行為の同一性や、再犯時の重罰の適用について、運用は統一されているとは言い切れません。また、重罰後、適用確認の結果として、再犯が必ずしも重罰化されているとはいえないが、一方では初犯でも重罰化をしていただいている実績もあるということをお伝えした上で、ぜひ、悪質業者を何度も取り締まるなど、余計なコストを抑制するためにも、再犯抑止に向け、再犯における主体や行為の同一性や、再犯時の重罰の適用について、現在課題となっている運用統一し、重罰化をしてほしいというお願いをさせていただく予定であります。こちらが先ほどのスライドにございました初犯であるにも関わらず、悪質の業者に対し、重罰の適用が確認できたスポーツ用品摘発の事例です。いずれも初犯ではありながら、不法経営額の2倍の罰金が科されております。ご参考までにご紹介いたします。こちらもご参考までですが、広州ミッションで政府部門の方にご質問させていただく予定の内容の一部です。まだ最終案ではございませんので、詳しい内容は割愛させていただきます。

以上で私の講演を終わります。長時間にわたり、ご清聴ありがとうございました。

○司会 宮腰様、どうもありがとうございました。それでは質問をお受けしたいと思っております。質問がございます方、社名をおっしゃってから、ご質問ください。いかがでしょうか。高崎様、お願いします。

○パイオニア株式会社 高崎氏

パイオニア株式会社の高崎と申します。どうも貴重なご発表ありがとうございました。今後ともこの重罰については、ますます意見が出るように、活動いただきたいと思います。件数について、1つだけ確認したいことがあります。資料の3ページ目です。アンケートの結果として、再犯による侵害を受けた企業30社のうちに、21社/264件がありますが、非常に多いと思います。全体の摘発で、264件というのほどの程度のパーセンテージを占めているとか、その辺の統計はございますでしょうか。

○夏普(中国)投資有限公司 宮腰氏

申し訳ございません。この統計を取った際には、私はまだ上海におりませんでした。

ので、事務局の方に回答していただきます。

○司会

全体の摘発数量は当時のアンケートの質問事項に含まれておりませんでしたので、残念ながらご質問のデータはございません。

○パイオニア株式会社 高崎氏

全体として、実際に再犯は初犯と比べて、どの程度になっているかを今後政府機関とかに働きかける時にその辺の数字を明確していきたいと思います。また同じ人間が前回の事例をどれくらい繰り返しているとか、そういうことも説明できるために、確認させていただきました。

○司会

先ほどご紹介にあった中央政府との交流会で提示したデータには、ある会社が市場スweepし、3ヶ月間の後に再犯状況を調査した際において、70%ぐらい再犯が認められたというデータもありました。ご指摘を踏まえて、データの収集に努めたいと思います。

○パイオニア株式会社 高崎氏

ありがとうございました。

○司会 その他何かございますでしょうか。谷川様。

○日東電工(中国)投資有限公司 谷川氏

日東電工の谷川でございます。本日は貴重なご報告をいただき、ありがとうございます。1点教えていただきたいですけれども、資料の9ページの上側の自動再犯防止に向けての取り組みです。自動車、自動車部品WGの資料の中で、過去の侵害者へ、教育啓発したということがあります。はじめて聞いて、非常に驚いたんですけれども、警察などの強制力を持って、摘発生産会社へ、そういうアクションを起こしたのでしょうか。もう1つ、他の省とか、他の機関が、こういうことも行われているのかについて、お分かりでしたら、教えていただきたいですけど。以上です。

○夏普(中国)投資有限公司 宮腰氏

本日、自動車、自動車WGの方が会場にいらっしゃいますので、関係者の方に回答をお願いしたいと思います。

○本田技研工業(中国)投資有限公司 猪之詰氏

自動車 WG の猪之詰です。この活動は 1 回ありまして、今年度ももう一回やろうという計画はしております。それほど頻繁にやっているわけではないですが、効果は高いではないかということで、継続したいと思っております。

○司会 当時の方がいらっしゃらないですから、私のほうから簡単にお話します。この時には、浙江省、江蘇省、広東省の AIC、TBS に、すべてブラックリストを提出し、例えば江蘇省 TSB はブラックリスト上の業者への検査等を行っていました。その後浙江省の TSB が「江蘇省でそんなことをやっているなら、うちも何かやろう」と自分から提案をしました。それで TSB にブラックリストの業者を全部集めてもらって、セミナーを開催しました。自動車・自動車部品 WG は、企画の部分で主に関与し、実行はほとんど TSB がしていました。

○日東電工(中国)投資有限公司 谷川氏

分りました。どうもありがとうございました。

○司会 その他何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは、ご講演の方、ありがとうございました。拍手をお願いします。時間が早いので、一旦休みさせていただきます。14:45 ぐらいから本会合を始めさせていただきますこととなります。15 分ほどお休みください。

## 「上海 IPG 全体会合」

### 第一部 各種連絡事項

○司会 それでは、開始しますので、席の方にお戻りください。上海 IPG 本会合を始めさせていただきます。お手元に資料の議事次第をご覧ください。最初は各種連絡事項についてです。まず、新規メンバーをご紹介します。最初に新樹グローバル・アイピー特許業務法人/所長の加藤様、前へお越しくください。

○新樹グローバル・アイピー特許業務法人 加藤氏

今ご紹介に預かりました新樹グローバル・アイピー特許業務法人の代表の加藤でございます。われわれの事務所は 23 年ほど前に、大阪で立ち上げました。その後、各国でグループの事務所を立ち上げて、3 年前から、北京の方で、グループ事務所を立ち上げております。主に日本企業様、それから日系の企業様の中国での知的財産権の取得及びその後のお手伝いをさせてもらっていただいております。上海 IPG 様に今回加入させていただいて、これまでも日本では中国に関するセミナーを専門のものがやっておりますけれども、これらの方でも、協力させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。



○司会 ありがとうございます。続きまして、大日本印刷の葛迫様、よろしいでしょうか。

○迪文普企業諮詢(上海)有限公司(大日本印刷) 葛迫氏

ただいま紹介していただきました大日本印刷の葛迫と申します。弊社は 2003 年に駐在事務所を開きまして、中国展開しているんですけど、ビジネスにはまだまだという段階です。今後、中国で更にビジネス展開をしていく上で、情報収集をしたいということで、参加させていただくことになりました。この場を通じて、勉強及び情報交換をさせていただきたいと思いましたので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 ありがとうございます。続いて富士電機の篠部様、お願いいたします。

○富士電機株式会社 篠部氏

今回上海 IPG に参加させていただくことになりました富士電機でございます。私どもの製品は汎用インバーターとか、パワー半導体などパワーエレクトロニクス製品を主体に取り扱っています。一般の消費者の方々にはなじみの薄い製品分野ですが、電力使用量の大きい工場のプラント設備とか、空調、電機設備などのいわゆる産業分野に加え、設備投資需要が期待されるビル、水処理施設などの社会分野においていろいろな商品を提供いたしております。昨年、中国で本社を立ち上げまして、今まで製造会社、販売会社がここで活動してきましたが、開発も含めて、中国の顧客ニーズに合ったものを中国で作っていく必要があります、いろいろ知的財産に関連する課題について、これから一個一個解決していかなければいけないと考えています。ぜひとも、皆さんと共通の課題を協力しながら、取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○司会 矢崎(中国)投資有限公司の安藤様、お話をいただけますでしょうか。

○矢崎(中国)有限公司 安藤氏

ただいまご紹介に預かりました矢崎(中国)有限公司の安藤と申します。私どもの会社は自動車のハーネスを製造している会社でございます。今後中資メーカーとの取引が増えてくるということで、知的財産関係の問題等もたくさん発生してくると思います。これから参加して、いろいろ情報交換を通していければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。以上で新メンバー様のご紹介はおしまいとさせていただきます。続いて、連絡事項の 2 点目と 3 点目です。「水際 WG」の天津・青島税関向けのセミナー、それから税関総署・華南 7 税関との交流会について、簡単にご報告をさせていただきます。水際 WG のグループ長、副グループ長がご欠席ですから、簡単に前のスクリーンのほうでご紹介させていただきます。こちらは 11 月 10 日に広東省の汕頭市で開いた税関総署及び広東省の 7 税関との交流会の様態です。5 月に水

際 WG と税関総署が交流した際、総署から定期的に交流をしていきたいとのご提案があり、それを受けての開催となりました。水際 WG の中で、現在 4 つのタスクフォース、小分科会を作っています。今回はタスクフォースの 2 番と 3 番が取り扱うテーマについて、税関との交流をしました。交流の結果として、華東で 1 回、華南で 1 回ずつ、こうした活動を続けていきたいと思いますということになりました。今後具体的な成果が出たところで、またご紹介したいと存じます。青島・天津の税関セミナーについては、資料を配布していますので、ご報告は割愛させていただきます。続きまして、インターネットワーキングの活動について、グループ長の山田様、お願いします。

○旗牌(常州)文具製造有限公司上海分公司(シヤチハタ) 山田氏

シヤチハタの山田です。お手元の資料の 4 番をご覧ください。昨日開いたばかりのもので、報告書という形で今日は準備できていません。概要を口頭で簡単に説明させていただきます。資料の 4 番にございますとおり、タオバオの方から 2 名の出席と、インターネット WG のメンバー、テレビ会議形式で、東京の方から、IIPPF の方々もご参加いただいて、合計 40 数名で、昨日 9 時 40 分から、12 時半まで約 3 時間で、そこにあります主な 4 項目について、意見交流会を行いました。1 つは抹消要請システムの改善です。こちらについてはカシオ様の方から具体的な例で主にタオバオとアリババの検索のシステムの比較をしながら、こちらの要望をお伝えするという形で、お互い意見を交換します。2 点目に関しましては、価格等の条件に基づく、模倣品の検査結果を排除するという事です。こちらについては、タオバオのほうで自発的にシステムを構築することについて、いろいろ検討しています。具体的な内容について、タオバオの方から説明いただきました。3 点目につきましては、消費者向けの情報開示の徹底ということ。こちらについては、タオバオ以外のサイト、主に「当当自营」というものを中心にしながら、いろいろ調査しております。こちらについては、キャノンの銭様のほうから、継続的に調査していただきます。来週北京で「当当自营」の方を訪問して、いろいろ状況を確認しながらこちらの要望をお伝えしたい段階でございます。4 点目につきましては、覚書に基づく、共同研究の実施項目ということで、東京の IIPPF から提示項目の研究があります。これは先ほど申しあげた 2 点目と重なる部分がありますが、これは継続して続けていきます。2 点目は低価格です。これも先ほど 2 点目と重なる部分で、双方意見交換をしながら、継続していきたいと思っております。覚書は 8 月に北京で話しましたが、非常に協力的に、双方の意見を細かい部分まで、交わしながら一步一步前に進んでいるという印象を受けております。また、細かいことについて、次回の全体総会の時に、報告書とともにご報告できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○司会 ありがとうございます。続いて、報告事項の 6 点目になります。「立法研究 WG」商標法改正パブリックコメントへの意見提出について、野村弁護士よりお願いいたします。

○西村あさひ法律事務所 野村氏

本日、グループ長の夏先生が居られないので、私野村の方から、簡単にご報告させていただきます。立法研究 WG は以前から、中国商標法の改正動向を常にフォローしております。これまでは、昨年の改正案について、いろいろ検討させていただきました。9 月にまた新たなパブリックコメント用の改正案が出ました。それを受けまして、

立法研究 WG で検討した結果が、資料 5-1 にございます。上海 IPG の意見として、提出させていただきました。その結果を踏まえて、JETRO 北京、日本商会で取りまとめたものが資料の 5-2 として提出されております。後ほど私の方から、上海 IPG が出した案について、ご報告させていただきます。以上です。

○司会 ありがとうございます。続きまして、事務機消耗品 WG の活動について、幹事の宮腰様、よろしくお願いします。

○夏普(中国)投資有限公司 宮腰氏

事務機消耗品 WG で 9 月 22 日から、上海 AIC を訪問して、ヒヤリングをして参りました。資料の配布はございませんので口頭のみで、ご説明させていただきます。ヒヤリングの背景からご説明します。事務機消耗品 WG では、これまで、トナーの模倣品の流通経路を調査してきました。その調査の中で、下流（川下）の侵害品販売業者に侵害品の材料やトナーの粉などを提供して、利益を得ている上流（川上）の生産業者や、互換品やノーブランド品を隠れ蓑として、自ら侵害行為をせずに、利益を得ている中間業者の存在、または自らが表舞台に出ずに、陰で侵害業者を操って、利益を貪っている悪質な首謀者の存在を確認をしました。そのため、事務機消耗品 WG では下流の小さな販売店だけではなく、できるだ上流の（川上に近い）業者や陰の首謀者に対して、共同不法行為を立証し、処罰できないかと考え、様々な取組みをしましたが、分業化、巧妙化された手口により、それが難しいことが判明しました。そこで、上海 AIC にこれらの調査結果や取締りの課題を事前に報告し、9 月 22 日に、実際に上海 AIC を訪問し、対策について、ヒヤリングを実施したわけです。詳細なヒヤリング内容についての報告は、省略させていただきますが、当局の方には、2 時間半にわたり、対応していただき、いろいろと意見交換ができました。AIC としても、上流への摘発について、努力していただいているようですが、私どもが想像していたとおり、AIC だけの調査では、捜査権限などの理由で、限界がありまして、公安の持つ強制力が必要です。しかし、公安の協力を得るためには、立件基準に満たしている情報も必要で、実際には難しいと感じました。以上です。

○司会 ありがとうございます。続いて、記録メディア WG の太平洋電脳城のセミナーについて、グループ長の李様より、お願いいたします。

○索尼(中国)有限公司 李海氏

ソニー中国の李です。太平洋電脳城で行われた「IT 製品関連知財セミナー」について、ご報告させていただきます。太平洋電子事務有限公司の協力を元に、太平洋電脳城で店を抱えた記録メディア製品または IT 製品を取り扱うテナント経営者に対し、セミナーを行いました。セミナーは約 2 時半ぐらいかかりましたが、太平洋電脳城一期にある「会佳大厦」で開かれました。出席者は約 100 名で、「徐家匯」公証処の呉副所長を初め、太平洋関連会社の職員、または約 74 店舗ぐらいの従業員がセミナーに参加しました。IT 製品関連業者の代表として、ソニー、パナソニック、キヤノン、エプソン、シャープはそれぞれ自社製品の真贋識別の方法について、説明を行いました。議事進行の詳細内容はスクリーンに映っている内容をご参考ください。このセミナーを通して、販売業者との直接の会話によって、真贋の識別方法及び模倣品が消費者と販売店に与える不利益、またその理由を消費者と関係している販売店に正しく理

解してもらうよう努力しております。今まで、模倣品を発見した場合、摘発を促進し、権利者と販売業者が対立しているイメージが強かったです。模倣品を仕入れないことを促進し、敵対関係から Win-Win 関係に変更できたら、消費者だけではなく、権利者にもメリットは多いです。また、模倣品通報を社会環境の作りの一環として、強化できればと意識しております。簡単ですが、以上です。

○司会 ありがとうございます。報告事項の 9 番から 11 番は AIC と TSB 向けのセミナー開催報告となっております。9 月 23 日が上海市 TSB 向け、10 月 19 日が寧波市 AIC 向け、11 月 3 日が四川省 AIC 向けとなっております。これらのうち、寧波 AIC から家電分野について開催してほしいという要求がありましたので、業界を絞ってご案内を差し上げました。そのほかの上海、四川のほうは皆様の方にご案内しております。内容は通常の真贋識別セミナーと変わるところはございませんので、報告は以上とさせていただきます。詳細は本日配布している資料でご確認いただければと思います。続きまして、報告事項の 12 点目「第一回の不法経営額認定プロセスセミナー」について、竹市様より、お願いいたします。

○豊田汽車(中国)投資有限公司 竹市氏

トヨタ(中国)の竹市でございます。第一回の不法経営額認定プロセス研究会をご紹介いたします。先ほどのご紹介で、自動車、自動車部品 WG ではこの課題に取り組んできておりました。この活動は日本経済産業省の方から着目していただきまして、昨年の日中知財ワーキングで取り上げていただいた。中国の商務部との課題を一緒に取り組むという合意が成されました。その後、準備した結果、今回、大会を開催いたしました。中央政府の参加もいただいております。また、地方政府から商務部、警察、人民法院、公安部が参加していただいております。残念ながら、工商総局と質検総局は、いろいろの都合で参加できませんでした。日本側も IPG 代表のみならず、経済産業省の方もご参加いただきまして、日中政府の取り組みという形を続けていただきたいと思っております。当日は朝から夕方まで研究会を行いました。最初に中央政府の方々のご講演をいただき、それに対し、マツダ株式会社の水島様が日本企業の認識をご紹介いただきました。その後意見交換して、そこには参加していただいている浙江省、上海市の関係する当局の方々からも意見を頂戴ということでした。非常に活発的な意見交換ができたと思っております。その後、中央当局のご紹介とご発言で積極的な姿勢を示していただきまして、非常に有意義な会合になったと思っております。今後第 2 回、第 3 回で続いていけばと思っておりますが、上海 IPG 及び、自動車部品 WG としても積極的に取り組んでいかなければいけないと思っております。以上です。

○司会 ありがとうございます。先ほどお話ししました通り、各地でこれから同様のイベントをしていく予定となっております。来年早い時期に広東省で同様の研究会を開催できるよう、検討を進めているところでございます。続きまして、報告事項の 13 番と 14 番になります。「IPG と中国司法行政部門との交流会」と「IPG-IIPPF 連携の進捗及び実務/広東ミッションの予定」について、グループ長の丸山様より、お願いいたします。

○理光(中国)投資有限公司 丸山氏

まず、資料 10 の方をご覧ください。先ほど竹市さんの方からご説明いただいたこともあります。今から、中国中央、地方政府との交流についての状況を皆様にご説明します。まず、中央との交流です。左上にわれわれ IPG で、右側に中国当局の方が記載されています。そして、真ん中のほうの「ルート 1」は IPG 単独での交流ということで、毎年年末に、「①貢献部門感謝式」、「②中央政府との交流会」それから「③水際 WG が税関総署との交流」をしています。また、「ルート 2」として、IPG と日本の IIPPF と連携した活動がございます。「④実務のミッション」については、後ほど少しご説明いたします。「ルート 3」は「日中知財 WG」でございます。①は先ほどご報告していただきました「インターネットシンポジウム」です。それから②は、先ほどご説明いただいた「不法経営額認定プロセスセミナー」というものでございます。現在 4 つのルートで進めております。また下の□の方にありますが、「地方との交流」になります。ルートの 2 つ目で、IPG 単独での交流としましては、先ほどご報告させていただきました真贋識別セミナー、それから今年の 9 月に、開催しました地方 AIC との交流での商標祭があります。それから例としまして、江蘇省 TSB との交流は現在仲良くやっております。それから 4 番目としましては、「水際 WG と地方税関との交流」です。ワーキンググループでのヒヤリングを先ほどご報告をさせていただいております。また、ルート 2 は中央との交流でありまして、IPG と IIPPF の連携として、12 月に予定します広州ミッションがございます。ルート 3 としまして、日中知財 WG の中央と似たようなものがございます。いろいろなルートで交流をさせていただいております。今後ともこのようにいろいろなルートで、交流をさせていただきたいと思っております。

資料の 11-1 の方をご覧ください。「IPG と中央の交流」に関して、ご報告させていただきます。10 月 12 日午前、開催させていただきました。出席者の方はご覧の通りのメンバーになります。内容は冒頭の挨拶の後です。トヨタの竹市様の方から IPG の方の活動紹介をご説明していただきました。その後、前回の IPG の紹介でご説明させていただきました「価格認定プロセスの問題」の報告です。それから、IPG の再犯の重罰化は、先ほど宮腰様からご報告いただきました内容です。それから、「IPG でのネットワーク犯罪の取り組み事例の紹介」については、後ほど私の方からご報告させていただきます。それから意見交換ということで、いろいろご意見をいただきました。意見交換の内容のほう、抜粋ということでいろいろと記載させていただいております。まず、参加していただいた方々の 2、3 名の方が、「IPG のことをよく知らなかった」という話もありましたので、今回、IPG の存在をまず中央の方に知っていただけたということがあります。また、われわれが挙げた問題点は、既に中国側でも把握していますということでした。それから、今回のご出席いただいた中央の方々は、デスクワークなので、地方の現場で何が起きているのがなかなかわからないということでした。われわれ IPG の方から現場で本当に起きていることをご紹介しまして、感謝のお言葉をいただきました。最終的にはまたこのような交流をしましょうということで、ご意見をいただきました。

次に、資料 12-1 の方をご報告いたします。先ほどいろいろの交流ルートの中では、IPG と IIPPF の連携があります。来週、中央とのミッションということで、IIPPF とともに、IPG として、中央との交流を深めることになっております。そのため、意見のすり合わせで会議をさせていただきます。第 2 回は 8 月 22 日の会議の結果になります。合意決定事項として、来週中央ミッションと 12 月中旬の広東省ミッションになっております。また、IIPPF の方から中央への建議につきまして、われわれ IPG の方に事前に資料をお送りいただきました。われわれの意見も含めて、一部修正したうえで、最終案として、お話していただくことになっております。また、来月の広東省のことですが、広東省は地方政府なので、実務に近いということで、われわれ IPG の方から、先ほどの宮腰様の報告のような実例の活動報告をさせていただくというようなやり方になっております。

資料 12-2 は来週行われます北京でのミッションです。当局のほうに、IPG と IIPPF がともに、訪問することになっております。それから、最後になりますが、資料 12-3 です。先ほど話しました来月中旬に行われます「IIPPF との広東実務レベルミッション」の概要になります。具体的は 12 月 12 日、13 日の 2 日間で、広東省の工商行政管理局及び質量監督管理局、知識産権局を訪問させていただき、「価格認定と再犯重罰化及び悪質に対する重罰化の事例」について、ご説明させていただいて、意見交換をする予定になっております。以上です。

○司会 ありがとうございます。今ご紹介いただいたのは各地での政府部門との交流活動です。「中央政府との交流」と「IIPPF との協力」につきましては、丸山グループ長と北京 IPG の竹市グループ長のお 2 人が中心になって、お進めいただいております。竹市様から何かフォロー等あれば、お願いします。

○豊田汽車(中国)投資有限公司 竹市氏

IIPPF、IPG の連携について、少し経緯をご紹介したいと思います。昨年までは、IIPPF ミッションの時に、一方的な意見提供をしておりましたが、あまり相互ということがございませんでした。今年の 6 月の北京実務ミッションの際に、北京の IIPPF に向けて、中央活動の紹介をしていただけることがあります。その際に、私のほうから、いくつか気になる点を申し上げたところ、向こうの方から、今後できれば一緒にやることは考えられないかとおっしゃってくれました。特に今年から、地方のミッションまで、IPG の活動が進んでいるところもあるので、いい形で協力できないかということも覚えられました。そのうち、北京、上海、広東のそれぞれの幹事会をして、基本的に前向きに進んでおります。今回、われわれ権利者として、まったく初です。IIPPF、IPG、それぞれ組織が違いますが、同じ課題を持って、中国の当局に望んでいくことなど、いろいろ調整して、進めております。以上です。

○司会 ありがとうございます。各地の活動については時間的な制約がありますので、先ほどお話ししたとおり、グループ長、あるいは幹事の皆様を中心になって、お取りまとめいただきました。今後、できるだけ、幅広く皆様のご希望を入手して、皆様が参加できるような形に変えていきたいと検討しているところです。これまでの件、それから直近の件については、時間的な制約から、今の体制で進めさせていただくということで、ご了承いただければと思います。続きまして、連絡事項 15 番の「江蘇省 TSB-上海 IPG ブランド保護連携フォーラム 2011 年度事業」と 19 番の「IPG 知識産権保護連携ポケットブック内容更新」について、あわせて、JETRO の尹から、ご報告させていただきます。

○日本貿易振興機構 (JETRO) 上海事務所 尹氏

JETRO の尹です。江蘇省 TSB-上海 IPG ブランド保護連携フォーラム 2011 年度事業の進捗状況についてご報告致します。

まず、年次総会ですが、元々 6 省 1 市 TSB 联席会議で、フォーラムの 2010 年度活動報告を実施する予定でしたが、6 省 1 市 TSB 联席会議がキャンセルになりましたので、江蘇省 TSB と相談し、華東周辺地域 TSB との意見交流会を別途企画中でございます。

これに関しましては、次回以降また進捗結果についてご報告させていただきます。

二つ目は、啓発活動です。9月の質量月間に、上海 IPG メンバーは直接参加しませんが、江蘇省 TSB では、全省 12 カ所の活動現場で去年出来上がりました、知識産権保護教育ビデオ 350 枚を消費者に配布されました。また、一つの県級テレビで放映しました。その他にも、湖南省と浙江省 TSB に提供し、活用されるようにしました。

三つ目は、備忘録の活用です。まず、初犯者情報の提供ですが、現在 2 社で本備忘録のフォーマットを使って、計 36 件の商標権侵害情報を申立て中です。その中、一社の分はすでに取締りが終わりました。もう一社の分は現在、権利者の鑑定を待ち中です。関連する地域は昆山と蘇州二つの地域になります。また、TSB では取締できない商標権侵害については、TSB より関連地域の AIC に移送する予定です。次は、ブラックリストの提供状況です。現在自動車・自動車部品 WG とブラザー社より TSB に提供しました。月曜日に TSB に訪問した際に進捗状況を確認したところ、3 ヶ月以内にリスト上の全ての侵害者に対し検査を行い、結果をフィードバックしてくれると言いました。実際どこまでできるかは分かりませんが、引き続きフォローしていきたいと思います。もうひとつは、侵害行為分布情報提供ですが、今年初めて開始した活動ですので、今後もし TSB から特別に監督していただきたい地域等の対象がございましたら、引き続きご提供いただければと思います。

四つ目の、真贋識別セミナーについては、今後必要に応じ開催したいと思います。その下の、意見交流に関しましては、最初にご紹介しました、6 省 1 市 TSB 聯席会議に代わる華東周辺地域 TSB との意見交流会で実施する予定です。

最後に、ポケットブックですが、2 年前に TSB からの提案で「IPG 知識産権保護連携ポケットブック」を作成しました。本ポケットブックは、江蘇省 TSB だけではなく、各地域で開催する真贋識別セミナー時にも関連行政部門に配布し、日常検査で利用されており、高い評価を受けています。この度、TSB との検討結果を受け、中身の更新作業に着手したいと思います。今日配布しました資料 17 番をご覧ください。これがポケットブックのフォーマットになります。来週には皆様に電子版をお送りしますので、本活動にご参加を希望される企業様は、関連情報をご記入の上、事務局までご提供いただければと思います。なお、記入する際には必ず中国語でご記入いただきたいのと、連絡先は、行政部門から直接権利者に連絡することになりますので、中国人或は中国語ができる方にしていただきたいと思います。ご不明点等ございましたら事務局までお問い合わせください。以上です。

以上です。

○司会 ありがとうございます。続きまして、報告事項の 16 点目、17 点目について、幹事の土谷様から、お願いいたします。

○ニフコ 土谷氏

ニフコの土谷でございます。お手元の資料の 14 番をご覧ください。「2011 在華日系企業知的財産法権保護貢献部門エントリー募集」のご案内でございます。IPG では 2011 年に優れた成果を創出した地方政府部門に感謝の意を表すため、例年通り、知的財産権貢献部門感謝式を開催する予定でございます。つきましては、会員の皆様が 2011 年に協力的に法律事項や各種活動を実施し、先進的・積極的に取り組みを行い、優れた成果を創出したと評価される地方政府部門をご推薦いただき、貢献部門の選定作業を開始したいと存じます。資料の 14 番の、開催内容と募集要綱をご覧ください、推薦エントリーフォームに必要項目をご記入いただいで、申し込みいただきますようお願い

します。エントリーの締切りは来年の1月31日で締めさせていただきます。皆様からの積極的なエントリーをお願い申し上げます。式典につきましては2012年5月17日、IPGの全体会合時に開催する予定でございます。感謝式の詳細につきましては、決定し次第、事務局より、ご案内させていただきます。今回は例年と異なり、同一の地方政府部門に対して、多数の企業様のほうから推薦があった場合には、推薦された中で、代表を決めて、複数の推薦をまとめて、新たに1つの推薦として推進し直していただくという予定になります。ご承知をください。

続きまして、資料の15番をご覧ください、2011年の「第3回中国知的財産権関連法勉強会」のご案内でございます。今回は第3回ということで、「商標・不正競争関連の種類及び発生時の対策」というテーマで、勉強会を行います。既に多数の参加の申し込みがいただいているようですが、まだ参加申し込みをされていなく、参加を希望される方がいらっしゃいましたら、事務局のほうにご連絡ください。以上です。

○司会 ありがとうございます。貢献部門感謝式について、昨年までご参加いただいております方は、イメージいただけるかと思えます。新しく入会された方々が詳細不明な場合は事務局までお問合せください。基本的にはご案内の文書を読んでもらえば分かると思えます。またご案内は、別途メールで皆様に発信しますので、ご確認頂ければと思えます。続いて18点目上海IPG2012年度事業実施アンケート/WGアンケートの内容について、グループ長の丸山様より、お願いします。

○理光(中国)投資有限公司 丸山氏

資料16をご覧ください。上海IPG事業実施アンケートになります。本日現在、17社しか回答をいただいております。ぜひ皆様からのご回答をお待ちしております。締め切り日は23日となっております。皆様からいただきましたアンケートに基づき、来年度の活動を決めていきますので、ぜひご回答をお願いいたします。今までの報告でもいろいろ出てきました内容ですが、「中央との交流」、「地方との交流」、あと、「侵害識別セミナー」などがアンケートの上位ということで選ばせていただいておりますので、ぜひ皆様のご回答をよろしくをお願いいたします。以上です。

○司会 ありがとうございます。毎年アンケートを行うに当たって、いくつかの問題について、どう答えていいか分からないということをおっしゃる会員様がいらっしゃいます。その場合は分からないところを答えなくても結構ですので、分かる範囲で意見を書いていただいて、ご返信いただければと思えます。こちらについてもできるだけ期限厳守でお願いします。

以上で連絡報告事項を終了いたします。何かご質問等がございますでしょうか。よろしいですね。

それでは、講演会のほうに移らせていただきます。最初の講演は先ほど少しご紹介いたしました。共犯・分業化へ対応をテーマにして、上海IPGのグループ長丸山様より、お話いただきます。講演は三本ご用意しております。丸山様からのご講演、その後の野村弁護士からのご講演の後で、一度休憩させていただきます。では、丸山様、どうぞよろしく申し上げます。



## 第二部 講演会

### 【講演①】

#### 【テーマ】「共犯・分業化への対応」

【講師】理光(中国)投資有限公司 法務知財中国室 総経理 丸山 幸之助氏

○理光(中国)投資有限公司 丸山氏

今回講演について、まず、立場を表示させていただきます。事務機消耗品 WG という立場で丸山のほうから、報告させていただきます。またこの報告に当たりまして、ホーユー様から事例をいただきまして、この場をお借りして、お礼を申し上げさせていただきます。

チャートの1つ目になります。共犯・分業化について、説明させていただきたいとします。われわれ事務機業界の例を作らせていただきました。皆様の会社でご使用になったことがあると思いますが、D社のトナーボトルが完成品になります。このトナーボトルとは、複写機やプリンタの消耗品がなくなったときに本体の複写機、プリンタの方に交換して取り付けて、またコピー、プリンタができるようになるためのものです。このトナーボトルは、材料(1)の空のトナーボトルの中に黒いトナーが入ったプラスチックのものです。また材料(2)は、この黒いトナーです。そして、材料(3)は、外装ラベルであり、この写真では、弊社の理光商標がついています。1社でこれらを全部作るのは大変なので、A社、B社、C社というような専門メーカーがこのような材料を作って、そしてD社はそれを持ってきて最後に完成させています。これを分業化とわれわれは呼んでおります。分業化とはどのようなものをもう少しご説明させていただきます。先ほどのA社、B社、C社という基本的な材料を作っているメーカーを第一階層と呼んでおります。それからそれらを集めてきて完成品を作るのは第二階層のD社です。またその下のほうにありますが、最後にあるエンドユーザーまでいく間に、第三階層という小規模流通業者、それから最後に店頭の販売業者がいます。最後にエンドユーザーが販売業者から買うまでをわれわれはサプライチェーンと呼んでいます。これはわれわれが想像で模式図を作成したのではなく、2008年で当WGが、調査会社に依頼して作成したものです。原本は、各々の会社名が入ったものです。

それでは共犯・分業化というのは何の問題があるかということをご説明させていただきます。まず第1階層の会社、材料を作っている会社です。第2階層の会社に、大量の材料を作って提供をしていますが、商品に商標が付されたものではありません。先ほどの空のトナーボトルの事例ですが、白い状態で、外には何も書いていないというような状態です。また、C社は、商標の外装ラベルだけを作っています。このC社を商標権侵害で摘発しようとしても、単なる外装ラベルなので、分類が違うことになり、商標の侵害をしていないということになります。つまり、第一階層では、商標権侵害が発生していないということになっています。次に第2階層の会社になります。先ほどの第一階層の会社からすべての材料を仕入れ、完成させていますので、直接模倣品を製造しております。しかし、D社は大抵、小規模しか製造していません。このため、このような会社を摘発しても効果が小さいです。われわれのほうでも摘発したこともあります。大体アパートを借りて、従業員6人、7人とかが、先ほど事例で指した空のトナーボトルなどを用意して、トナーを詰めて、キャップを閉めて、ラベルを貼って完成ということをこつこつやっているような状態です。また、このような第二階

層の会社も最近商標権侵害ということを知っており、摘発されるリスクがあるのを知って、夜中に製造することもあります。夜中に製造すると、AICの勤務時間外ですので、なかなか摘発に行ってくれないので、捕まえられないことになっております。上海では、年に一度の事務機業界の展示会を実施しており、去年と一昨年はシンポジウムの説明会セミナーにおいて、商標侵害になる事例を説明しています。

そして第三、第四階層は、先ほど説明した流通及び販売業者になりますが、これらの会社も同様で、模倣品を取り扱っていると、摘発はできますが、小規模になっております。特に、第四階層の販売店になりますと、摘発されるリスクが分つておりますので、ユーザーの注文があると、初めて倉庫から持ってきます。店頭で直接商品を並んでいることはほとんどありません。そのため、われわれの摘発もしにくいという状態です。模倣品があることを知っているユーザーは、いつものように模倣品をくださいと言えば、倉庫のほうから模倣品を持ってくるというような対応もすでにしています。

この模倣品分業化問題につきましては、第一階層から第四階層のような会社があり、この模倣品の流通経路の場合、模倣品が広範的に氾濫するのは第一階層が材料を大量に供給するからです。この第一階層を摘発処罰すると、元を絶てる効果があります。しかしながら、第一階層の会社は直接に商標権侵害をしていないので、直接に商標権侵害をしている第二階層の会社と共犯関係があることを証明しなければ、第一階層の会社を摘発処罰できません。ただし、この列3にあります、われわれ権利者と調査会社の能力で、模倣品を製造、販売していることの実績は販売実績、それから計画の資料、会社の責任者の特定とか、外からデータ、証拠を取ることができます。列4ののですが、共犯関係の証明ということでは、この第一階層の会社と第二階層の会社の間で、「今回模倣品を作るので空のトナーボトル1,000本の納品をお願いします」というような通信記録によって、第一階層の会社と第二階層の会社とが「模倣品を作る」ことを知ってやっているという証明が必要です。ところが、われわれ一般の権利者や調査会社は一般人であって、権限がないので、このような通信記録の入手はできないのが現実であります。

失敗事例をここでご説明させていただきます。2006年模倣業者を発見しました。そして、2007年第1回目の摘発を行いました。これは化粧品会社であり、ネットで模倣品を販売しています。模倣品自体が押収しましたが、その模倣品を展示したホームページのほうは抹消させませんでした。この抹消は認められなかったためです。それで、2008年2回目の摘発を実施しました。同じ模倣業者です。店舗には、模倣品がありましたが、模倣業者の責任者が、現在は販売活動をしていない等の反論をして、押収はできませんでした。所持しているのも問題だと思いましたが、この反論を認めてしまったこととなります。また、ホームページに関しては、この責任者自身が管理者ではないと反論をして、抹消してもらえませんでした。納得できない結果になってしまいました。

その後、ホームページの管理者を見つけて、抹消の要望をいたしました。ホームページの管理者は、現在、正規品と模倣品を両方販売しているが、今後は、正規品のみを販売すると約束したため、摘発しませんでした。

そして、2009年第3回目の摘発になりました。過去2回の摘発により、模倣業者は、かなり警戒するようになったので、模倣業者の実態調査をしたところ、店舗に商品の在庫はありませんでした。第3回は摘発できなかったという結果になりました。

また、摘発、調査を通じ、この模倣業者たちは、組織的で非常に大規模であることがだんだんわかってきました。しかし、摘発がうまくできませんでした。

いよいよ成功事例になりますが、2010年南京で、模倣業者を摘発しました。調査会社の働きかけで、南京公安が摘発を実施してくれました。しかしながら、店舗には、模倣品はなく、模倣品の押収はできませんでした。一方で、摘発を実施したことによって、いろいろ証拠やヒントを入手することができました。広州から模倣品を仕入れ



になります。残りの100万本の空のトナーボトルは算定基準に加えないということです。

それから2番目としまして、公安との協力です。公安の強制力を利用して、拘束して、自白をさせるということです。摘発で、現場に行く前に刑事移送条件を満足する証拠が必要なので、証拠を集めるのは大変だと思います。ルールは分っていますが、現実には矛盾が発生しています。12月12日に、中央政府と意見交換できる機会がありました。この際、次の要望を伝えました。

共犯・分業化の事件の場合には、権利者や調査会社による全容解明は困難であり、証拠の収集も困難です。それから、今回の成功事例のように、中国当局の皆様のご協力をいただき、共犯・分業化をしている模倣業者たちを、一網打尽に摘発できればと思っています。そして、今後、共犯・分業化による違法行為を防ぐには、「AICの職権の拡大」、または、「AICが公安へ協力要請する場合の条件の緩和」も、ご検討いただければと考えております。

これに対する回答は、次の通りです。

いろいろな問題にぶつかっていることが現場の声としてわかりました。北京のオフィスに座っていると良くわからない。今後も、意見交換をしていきたい。そして、提案事項に関して、一部は、改正中の商標法に取り込まれていると思う。商標権は、行政と司法の二本立てで保護されており、行政は迅速で効率がよいが、行政は行政行為の枠組みの中での対応になる。行政と司法は別々である。組織犯罪については、組織犯罪の巧妙化が進んでいることが、近年報告されている。今年、公安部で特別活動をして、工場を集中的に摘発した。確かに、サプライチェーンの源流を摘発するのは難しく、検察が公安や商務部と一緒に、知財保護での処罰の監督の仕組みを考えている。先週、自動車部品の摘発をしたので、後日の発表を期待して欲しいということでした。また、中国は急速に発展し、法制度も急いで作ったということで、まだまだ現場では課題があるが、中国も努力をしているので、期待をしてくださいということである。また、中国の消費者の啓蒙も重要であり、今後も、中国IPGと協力し、事例を紹介していきたいというコメントをいただきました。

最後に、中国IPGからの依頼です。模倣品は儲からないという状況にするため、罰則強化をします。こちらのほうに努力をしていただきたいというお願いをいたしました。

以上です。どうもありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。それでは、質問をお受けしたいと思います。

○旭化成株式会社 笠井氏

旭化成の笠井です。大変参考になる話を聞かせていただき、ありがとうございました。

南京公安とほかの公安の連携について、大変興味深かったので、ご質問させていただきます。一般的には、公安はほかのエリアと連携して、こういった模倣品に対して摘発を行うことは一般的にやられるものですか。また、本件、南京公安はほかの公安と連携して、ここまで、協力してくれたことは、権利者様が調査会社の方が南京公安の方にすごく働きかけをして、動いてくれたのか、また、南京公安の方がかなり自動的に動いてくれたのか、このあたり、もし差し支えなければ、教えていただきたいと思っています。

○理光（中国）投資有限公司 丸山氏

ご質問のとおり、公安のほう、あまり連携してくれないのは普通です。日本で広域犯罪があった場合、警察はすぐに対策本部を作ってくれますが、中国の公安はそんなにやってくれません。たぶん、組んでやろうと思ったときは、ぱっと始まることがあるようです。また、中国はやはり儀礼の社会なので、活躍すると、得点がついて、評価が上がって偉くなることもあります。これは自分得点上がるかな、と思うと積極的に働くのではないかと思います。

○司会 本件はホーユ様からいただいた事例なので、ホーユ様から簡単に説明していただきます。

○ホーユ株式会社 石河氏

ホーユの石河と申します。今回の案件に関して、調査会社の方から南京公安への働きかけが比較的強かったことは感じています。もう1点は個人的な感想です。ちょうど時期的に中国の国務院から公安に対して模倣品をなくすという命令を下しました。そこで、公安は比較的積極的に動いてくれたのかなと考えております。

○旭化成株式会社 笠井氏  
どうもありがとうございました。

○司会 ほかに何かご質問がございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。それでは、丸山様のご講演を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。  
続きまして、先ほど、報告事項の中でご紹介しました「中国商標法改正草案」について弁護士の野村先生よりご紹介をいただきます。野村先生、よろしく願いいたします。

【講演②】

【テーマ】「中国商標法 2011 改正草案」

【講師】西村あさひ法律事務所 弁護士 野村 高志氏

○西村あさひ法律事務所 野村氏

皆様、どうもお疲れ様です。弁護士の野村と申します。IPGで講演をするのは久しぶりです。20分という短い時間ですが、どうかお付き合いいただきたいと思います。  
2011年に商標法の新しい改正草案が出たということで、上海IPGの立法研究ワーキンググループが取りまとめさせていただいた内容のご報告です。本日、時間の関係も

ございまして、全部ということではなくて、主に抜け駆け登録対策と馳名商標関連というところに絞ってお話いたします。資料の5-1はワーキンググループで取りまとめた内容です。詳細については、こちらをご参考ください。

まず、改正作業の経緯です。現行の改正商標法は既に10年が経ちました。2009年、2010年、今年と、毎年改正草案が出ています。2009年の草案は国家工商行政管理総局が発表しました。2010年と今年の草案は国务院法制弁公室が発表しました。正式な立法に向けて次第に進んでいる感じがします。

次に、抜け駆け登録対策に関連する条項をいくつか取り上げたいと思います。2010年改正案の9条2項では、「商標の登録出願及び使用に当って、誠実信用の原則に従わなければならない。」という条項を新しく追加しました。これは非常に原則的、抽象的な規定です。ところが2011年改正案では、当該部分が抹消されています。その理由はよくわかりませんが、この誠実信用の原則とは、侵害者による、いわゆる法の抜け穴を補填し得るような役割を持っています。例えば、まさに先ほどの丸山様のご報告でもありましたが、利口な侵害者は法律などをよく研究しています。そうすると、商標法の何条何項に引っかかる侵害行為というような言い方はしにくくなるわけです。しかし、全体的に見て、これは商標権侵害行為だと言いたい場合に、例えば、裁判所の判決で、9条2項の誠実信用の原則に違反するという判断を下すことが可能となります。そのようにできることからみれば、一定の実務的な意義があるわけです。その点から、本条は抹消すべきでないと考えております。

続きまして、改正案34条です。このスライドを見ていただくと、草案の提案の中には二つの案があるのがわかります。

まず、改正案34条1項です。現行法とほぼ同じです。「商標登録出願に際し、既存の先に存在する他人のその他の権利を損なってはならず、他人がすでに使用し、かつ一定の影響を持つ商標を不正手段により抜け駆け登録してはならない。」という条項です。我々の提案としては、ここに、海外の商標の抜け駆け登録禁止を明示してもらいたいということです。例えば、ここに「香港・マカオ・台湾やその他の外国での使用」などと明記していただくと、海外での使用も対象となることがより明らかになります。また、「一定の影響力」の認定において、外国で周知である事実を参酌していただけると、立証がしやすくなります。

次に、2011年改正案34条の案二は第2項を追加しました。「出願商標が同一又は類似する商品において他人が先に中国で使用した商標と同一又は近似し、出願人が当該他人との間に契約、業務上取引、地域関係又はその他の関係を持っていることで明らかに当該他人の商標の存在を知っている場合、その出願商標の登録を認めない。」ということです。われわれのコメントとしては、一つはここには「中国で使用した」と書いてありますが、「中国」を抹消してもらいたいということです。外国での使用も含めてもらいたいからです。それから、ここに「明らかに…知っている」という語句が入っていますが、権利者からすると立証のハードルが高くなり、保護を受けるのが難しくなりますので、緩めてもらいたいところです。例えば、ここを「知りまたは知り得る」に変更してほしいということです。また、2は、「悪意」を推定する要件として、一カ国以上の外国で周知、顕著性が高いこと等を例示列挙してほしいということです。要は、相手が知っているというのは相手方の主観、認識ですから、客観的な状況から立証できるようにすると、立証のハードルが低くなるわけです。

続きまして、改正案34条の案二は第3項を追加しました。「登録出願をされた商標が、他人が非同一又は非類似する商品において登録を受けた、割合強い顕著性を持ち、かつ一定の影響を有する登録商標を剽窃したものであり、混同を招きやすい場合、その登録を認めない。」という規定です。われわれのコメントとしては、「剽窃」のような場合には、混同を要件とする必要がありませんので、「混同を招きやす

い場合」を抹消して欲しいということです。バランス論から見れば、そうするのが合理的ではないかと考えおります。

以上のようにコメントを出させていただいております。34条は皆さん非常に関心の高いところで、今後、改正案が出てくるのか、それとも、正式に立法されるのかよく分かりませんが、引き続き注目していきたいと思っております。

続きまして、改正案48条2項、商標取消裁定の請求というところですが。今年の改正案では、「(商標取消審判は登録日から5年の期間制限があるが) 悪意による登録については、馳名商標の所有者は5年の期間制限を受けない。」という部分です。われわれのコメントとしては、「馳名」を抹消してほしいということです。悪意登録に対しては、馳名でない一般の商標についても、5年経過後に登録取消を認めるべきであろうと考えております。

それから、改正案62条です。いわゆる商標・商号問題です。これも皆さん関心が高いところです。2011年改正案では、条例53条を昇格・改正し、「他人の馳名商標を企業名称における商号として使用し、公衆を欺瞞し又は公衆に誤解を引き起こさせる恐れがある場合は、裁判所または工商行政管理部門に処理を求めることができる。」を追加しました。

それと比べて、2010年改正案63条の方案二では「商標の所有者は、他人が、高い顕著性を有し、かつ一定の影響を持つその登録商標を企業名称における商号として使用することにより、公衆を欺瞞し、若しくは公衆に誤解を引き起こすおそれがあると判断する場合には」と規定されています(対象を馳名商標に限定しない)。

われわれのコメントとしては、2010年改正案の方が、馳名商標に至らない有名な商標も保護している点でベターということです。但し、2010年改正案では、「高い顕著性を有し、かつ一定の影響を持つ」との文言があります。この要件のために、権利者にとっては権利保護のハードルが高くなるので、「高い顕著性」は不要にしてほしいと考えています。もし「高い顕著性」の要件を維持する場合、少なくとも「高い顕著性」の中身を明確化してもらいたいと考えます。

続きましては、改正案63条です。いわゆる正当使用の条文です。2011年改正案では、「登録商標専用権者は他人の正当な使用を禁止されていない」というふうに、条例49条を昇格・改正しました。われわれのコメントとしては、この「一般名称」に外国の一般名称が含まれることを明らかにしてほしいということです。

また、日本の県など行政区画名の出願が多数あるため、「地名」に外国の地名が含まれることを明らかにしてほしいと考えています。

以上、抜け駆け登録の関連内容をご紹介させていただきました。

続きまして、馳名商標関連でいくつかご紹介させていただきます。

まず、改正案13条1項です。今年の改正案は現行法とほぼ同じ内容です。ところで、2010年改正案13条1項はちょっと違っていています。「出願又は使用する商標は、他人の同一又は類似する商品において馳名である未登録商標と同一又は近似し、容易に混同を生じさせる場合には、登録をしてはならず、かつその使用を禁止する。」という内容です。

現行商標法を覚えていらっしゃる方はわかると思いますけど、「同一又は類似する商品において」という規定ぶりは、現行商標法とは違っていています。分かりやすさの面では、2010年改正案の条文がベターではないかと考えております。その上で、ここに「容易に混同を生じさせる」という文言がありますが、これだと、容易ではない混同はどうなるのか、また、どの程度容易であれば保護されるかという議論が生じますので、「容易に」の文言は抹消してもらいたいところです。

それから、日本の商標法も紹介しながら、外国での著名商標についても保護を認めるべきだということを提案に書いております。

次に、改正案13条2項です。今回の改正案は現行法と同一ですが、2010年の改正案はちょっと内容が違っていています。ここに、「公衆を誤認させ、馳名商標の顕著性或いは名声を不正に利用する、若しくは損なうおそれのある場合」というのは、明確にフリーライド・ダイリュージョンを防止する趣旨であることから、2010年改正案の条文がベターと考えています。ただし、「公衆を誤認させる」というのは認定が難しいので、この点を抹消するか、「公衆を誤認させるおそれがあり」と修正したほうが、権利行使のハードルが低くなります。特に、フリーライド、ダイリュージョンというケースでは、指定商品は全然違いますので、関連公衆の誤認が特に生じないケースも十分考えられるわけです。消費者に誤認させなくても、ブランド価値が下がることがありうるので、「誤認」を強調すべきではないと考えております。

あと、改正案14条です。いわゆる馳名商標の認定の規定です。2011年改正案は3項を追加しました。「著名商標の認定と保護は、地方の法規、地方政府の規章に基づいて行なわれる。」と規定されています。地方レベルの制度である著名商標（例えば「上海市著名商標」）の話が商標法の中に入ってくるのは、私はよく理解できません。個人的なコメントとしては、これは商標法に入れる必要がないし、入れるべきではないと考えております。少なくとも「著名商標」の定義、法律効果を明らかにして頂きたい、馳名商標との差異を明確にして頂きたいと思えます。

それから、最後になりますが、改正案53条です。2010年、2011年改正案は現行法と同一ですが、2009年改正案はちょっと違っていています。53条2項には以下の規定があります。「本法第14条でいう馳名商標が虚偽材料の提供、又はその他不正手段によって認定を獲得した、又は商標の馳名を認定する要素に重大な変化が生じ不良な社会的影響又は結果をもたらした場合、引き続き当該商標の馳名商標としての保護を与えない。」これは、馳名商標を不正手段で認定させるようなケースを規定していますが、2010年と2011年の改正案では、この規定はありませんでした。我々のコメントとしては、馳名商標の不正取得・使用の防止のためにも、2009年改正案の条文をぜひ復活して規定してもらいたいところです。

以上、私からのご報告となります。御清聴ありがとうございました。



○司会 短い時間に纏めて頂き、ありがとうございます。ご質問をお受けしたいと思います。難しいかもしれませんが、何かございますでしょうか。

○奥林巴斯(中国)有限公司 佐々木氏

野村先生、貴重なご講演、ありがとうございます。一つだけ私前からこれちょっと疑問を持っているところですが、もしおかわりでしたら、教えていただきたいと思います。8ページ目のところですが、抜け駆け登録対策です。こちらのところ、「馳名商標」という「馳名」の部分を外すというコメントがありましたけど、私は半分は賛成していますけど、残りの半分の部分で、たまに「いや、そうは言っても」と思い返すところがあります。どういったところかという、知名でない商標を含めるとした場合、5年以上経過をして、悪意の登録をした人が、ビジネスで信用を築いていて、商標に信用を獲得していた場合、本当に取り消していいのかについて、ここはいつも疑問を持っていますが、それをどういうふう考えるべきですかね。

○西村あさひ法律事務所 野村氏

ご質問ありがとうございます。これは従来から存在する難しい問題です。私もこの問題を考えたことがあります。個人的な意見としては、馳名商標の保護を5年で一刀両断に切るということは問題があり、実態を見て、原告と被告のどちらが保護されるべきかというバランスをとるべき問題だと思います。

個別の事例で、悪意の登録なので権利者のほうが保護されるべきだ、というケースは多いはずですが。他方、原告は確かに権利者なのですが、ビジネスをあまりやっておらず、被告はその商標を使って、まじめにがんばって、どんどんブランドの価値を築いたというケースもありえます。その場合、ビジネスが大きくなってから、いきなり請求を受けると気の毒のではないかと考えられます。濫用とか、悪用みたいなこともあり得ます。いろいろなケースが考えられるわけです。事実関係に則して原告より被告が保護されるべきというか、被告のほうが気の毒のではないかというケースが当然あるわけです。ケースバイケースなので、個人的には、期間5年で馳名に限るというと一刀両断すぎるので、このような限定を外すべきです。5年を過ぎたケースについて、結構裁判所の裁量になってしまいますけど、常にもととの権利者が保護されるというよりは、個別にバランスで判断したほうがいいではないかと考えております。それをうまくやっている限りは、他人が見て保護すべきものが保護されないという事態は、かなり防げるのではないかとこのように思っております。

○司会 ほかには、何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは、野村先生に、拍手のほうをお願いいたします。

○西村あさひ法律事務所 野村氏

どうもありがとうございました。ご質問がございましたら、個別にご質問ください。

○司会 それでは、休憩に入らせていただきます。45分から再開いたしますので、それまでに、席にお戻りください。

【講演③】

【テーマ】「香港のシャドウ・カンパニーと「2010 年会社（修正）条例」について」

【講師】 俞海珉法律事務所 弁護士 俞海珉氏

○司会 それでは、再開しますので、席のほうにお戻りください。

ここからは本日最後のご講演となります。香港のシャドウ・カンパニーと「2010 年会社（修正）条例」についてのご講演です。私ども日本企業の中では、香港商号も含めて、いろいろの点について実務に則したご講演を頂戴いたします。本日香港の俞海珉法律事務所から弁護士の俞先生がお越しいただいて、本日の6時までご講演をいただきます。それでは、俞先生、お願いいたします。

○俞海珉法律事務所 弁護士 俞海珉氏

皆様、こんにちは。皆様さぞ大変疲れていると思いますので、できる限り早くしたいと思います。

まず、自己紹介をしたいと思います。俞海珉と申します。英語名は Andary Yu です。知的財産権専門の香港の弁護士です。今まで 10 年間近くシャドウ・カンパニーの案件を処理してきました。200 件以上の案件を処理しました。たくさんのクライアントの案件を処理しました。

本日、私の講演のテーマは「香港のシャドウ・カンパニーと 2010 年会社（修正）条例について」です。まず、議題の 1 点目は「シャドウ・カンパニーとは何か」です。2 点目は香港におけるシャドウ・カンパニーが急増した原因です。3 点目はこのシャドウ・カンパニーに対する解決策です。4 点目は「2010 年会社（修正）条例」のシャドウ・カンパニーへの影響について話したいと思います。

1 点目、シャドウ・カンパニーとはどういうものでしょうか。シャドウ・カンパニーについて、法律上、具体的な定義はありません。一部の企業が著名商標を会社名称の一部として、香港で企業登記を行い、その後中国大陆で権利侵害活動を行うことを指します。シャドウ・カンパニーの特徴について、ご紹介したいと思います。まず、中国内陸の取締役と株主によって設立された会社です。二つ目は中国国内で権利侵害活動を行います。一方で、香港においてはいかなる業務も展開しません。それでは、

事例を挙げてみます。

以下の会社はいずれも日本の会社（に似せて）で、香港で登録されております。

松下空調業(香港) 国際有限公司

日本東芝電力(香港) 有限公司

日本××(香港) 化粧品有限公司

それでは、なぜ香港ではシャドウ・カンパニーが非常に多いのかについて、説明したいと思います。香港は 2004 年からは取締役 1 名と株主 1 名がいれば会社を作ることができます。また、香港における企業登記のコストは安くて、大体 1,000 ドルです。一部のシミュレーションオフィスサービスを提供する会社が積極的にシャドウ・カンパニーの設立業務を推進しています。

なぜこのシャドウ・カンパニーが香港にしか存在しないかという点について、お話ししたいと思います。1 点目としては、香港の企業登記処は商標の検索を行わないということです。したがって、登記する企業の名は既に登記された会社の名前と重複しない場合は登録できます。二つ目は香港と中国の地理的位置は非常に近いという特徴です。3 点目は香港における会社設立の手続きは非常に便利でかつコストが安いです。先ほど、会社登記のコストについて紹介しました。それから、香港の場合、インターネットですべての手続きが行われますので、1 週間あれば、インターネットを利用して会社を作ることができます。

シャドウ・カンパニーを利用した事例についてご説明したいと思います。まず、製品、包装とカタログからお話したいと思います。「SHELL」という石油会社です。中国語では「売牌」と書きます。英語の表記は違いますが、中国語は必ず同じです。上には「売牌」と書いてあります。下の欄に、「米国売牌国際製造有限公司授權製造」と書いてあります。シャドウ・カンパニーの名前です。二つ目は、「嘉実多」という石油のブランドです。模倣品の場合、英語の表示は本物と違いますが、「米国嘉実多」という会社名が書いてあります。また、下の欄に、「英国嘉実多有限公司名誉出品」と書いてあります。

これは日本のブランドで、〇〇の例です。冷蔵庫かエアコンか、はっきり覚えていませんが、パッケージに「〇〇電気集团有限公司」という会社名があります。後ろに「監製」（監督製造）という二文字が書いてあります。また、商品の宣伝カードの上には、「香港〇〇」或いは「香港〇〇国際電気集团有限公司」という名前を使っています。次に、日本の××です。商品のパンフレットにある英文字は違いますが、本物と同じような中国語の名称を使っています。製造元は「××雅姿法国国際集团有限公司授權」と書いてあります。

それから、シャドウ・カンパニーは授權書の偽造もよく行います。これは典型的な授權書偽造の事例です。「香港〇〇国際電気集团有限公司」がある大陸の企業に対して、スイッチと関連する電気製品の使用権を与えています。これも同じような偽造證書の事例です。「NIVEA」という化粧品のメーカーで、そこには「France NIVEA Hong Kong Cosmetics International Limited Company」と書いてあります。それから、偽のオフィシャルサイトもあります。これは〇〇の名前をまねした事例です。英語の表示が違います。しかし、中国語名には「〇〇電業香港国際発展公司」と書いてあります。企業紹介では「〇〇電業香港国際発展公司是専門的なメーカーである」と主張しており、いかにも〇〇のように思わせようなサイトです。これは××の偽サイトです。シャドウ・カンパニーの株主は類似商標の出願も行います。例えば「〇〇電子」とか、

先ほどの「嘉実多」などを出願しています。

それでは、「会社条例」の現行規定によって、上記問題について、どのように対応すればよいかにご説明いたします。根拠になるのは第 22 条と第 291 条です。第 22 条は名称の過度類似です。第 291 条は運営していない会社の名称を登記簿から抹消できるというものです。「会社条例」第 22 条によると、「二つの会社の名称が過度類似に当たる名称を用いて登記した会社が、その登記時において、該当名称が会社名称インデックスにある別の名称と同一であり、或いは処長により別の名称に過度に類似すると認定された場合、企業登記処は上記会社に対してその会社名称の変更を指示する権利を有する」と規定されています。しかし、過度類似に対する解釈は非常に狭義な解釈です。例を挙げて説明したいと思います。このスライドをご覧ください。私が以前担当した案例です。「香港〇〇電気集团有限公司」と「〇〇電気集团有限公司」の名称について、企業登記処は過度類似と認定し、企業名称変更を命じました。2 番目は「日本××化粧品国際集团有限公司」と「日本××香港国際化粧品集团有限公司」の過度類似の事例です。私は以前日本企業からクレームを受けたことがあります。企業登記処に申し立てましたが、中国の会社の取締役が香港にいないので、第 22 条の違反により、処罰せきませんでした。

会社条例 291 条の中には、香港の企業登記処が運営されていない会社を登記簿から抹消するかについての基準を書かれています。この資料をご参考ください。いくつかのポイントがありますので、ご紹介したいと思います。

- 1、商業登記の有無、商業登記の費用の支払い有無。
- 2、年間の財務諸表の提出
- 3、会社の秘書担当者の有無
- 4、取締役の有無
- 5、香港における登記事務所の有無
- 6、中国国内で収集した関連証拠。例えば、中国で受けた処罰の内容とか、エンフォースメントを受けた記録なども証拠として、認定されます。

第 291 条によって、ある会社は運営されていないと認定した場合、企業登記処は以下の行動を取ります。まず、企業登記処は会社にレターを出します。「あなたの会社は営業しているかどうか」について確認します。1 回目のレターを出した後に、一ヶ月経ってから返答がなかった場合、2 回目の同じ内容のレターを出します。もし、二つ目のレターを出しても返答がなかった場合は、名称の手続きに入ります。まず、会社名称の抹消にかかる初回公告をします。3 ヶ月の間、反対理由が提出されなかった場合、会社名称の抹消にかかる 2 回目の公告をします。そうすると、会社は自動的に解散させられます。このスライドはその公告の事例です。第 291 条 (5) の規定により次の内容を公布します。本公告が公布された日から 3 ヶ月の満期日までに反対理由が提出されなかった場合、下記の会社の会社名称を登記簿から抹消すると同時に会社の解散を命じます。「会社条例」第 291 条 (6) の規定により次の内容を公布します。下記の会社の会社名称はすでに登記簿から抹消し、本公告の公布日をもって会社を解散させます。この会社を企業登記処のホームページで検索すると、この会社は既に 291 条により解散されたという内容が掲載されます。

しかし、291 条は非常に複雑な手続きが必要です。数年前から、たくさんの国が香港の企業登記処に対して、会社条例の修正を要求しました。いくつかの修正のポイントがあります。「2010 年会社(修正)条例」は 2010 年 12 月 10 日から発効しました。修

正条例が発効される前は、法廷命令があっても、企業登記処は何もしませんでした。修正条例が発効された後は、法廷命令があった場合、企業登記処は協力しなければなりません。第 22 条に定められた会社名称の変更指示に従わなかった場合、いくつかの処罰を受ける可能性があります。しかし、第 291 条については修正がありません。

法廷命令の効力について、お話したいと思います。法庭の命令を受け、登記処の処長は被告の会社に対して、指定された期限内にその会社名称の変更を行うよう指示します。被告の会社はその指示に従わなかった場合、処長は当該会社の権利侵害名称をその登記番号に取り替えさせることができます。

それでは、ステップごとに紹介したいと思います。まず、原告の会社が法廷の命令により被告の会社に対して会社名称の変更を要求します。それから、処長が原告側から法廷命令の提出を要求します。処長は法廷命令にしたがって被告に対してその指定する期限内において会社名称の変更を求めます。通常は一ヶ月の期間があります。被告が指定された一か月の期限内に処長の指示に従わなかった場合、処長が被告の登記番号を用いて同社の新名称を編成します。英文の場合は、「Company Registration Number123456」にします。中国語の場合は、「会社登記番号 123456」になります。

事例を挙げて説明したいと思います。この会社は処長からの名称変更の指示に従わなかったため、処長が強制的に企業名称を新しく編成した事例です。企業名称はその企業の英語の会社登記番号になりました。

今までは法廷命令があった場合の事例でした。それでは、第 22 条に定められた会社名称の変更指示に従わなかった場合、処長がどうするかについて説明します。まず、処長が現在の会社名称がほかの既存会社と過度に類似すると認定します。処長が当該会社に対してその会社名称の変更を求めます。その会社が指定された期限内に処長の指示に従わなかった場合、処長が会社の登記番号を用いて当該会社の名称を強制的に変更させます。

事例をあげます。「日本××株式会社香港有限公司」というシャドー・カンパニーです。第 22 条の規定によって、企業登記処に申し立てました。処長が過度類似と認定し、企業名称変更を命じました。しかし、相手の会社は会社名称の変更指示に従わなかったため、処長は会社の登記番号を用いて強制的に名称変更しました。同会社の名称に英文と中文名称が混在しているため、「Company Registration Number」プラス会社登記証書に記載されている同社の登記番号プラス中国語の“公司注册编号”（日本語：会社登記番号）の文字により新名称を編成しました。

企業登記処の中には、第 22 条に従わなかった会社リストがあります。このリストは企業登記処のサイトに公開されます。毎月更新されます。

これは 7 月の画面です。1 行目は「ABBOAT」という粉ミルクの会社です。2 番目は「BASF」という会社です。4 番目は「BOSCH」という会社です。5 番目は「CHIVAS」というワインの会社です。見ればわかりますように、日本の会社だけではなく、世界中いろいろな業界の会社がシャドー・カンパニーの影響を受けています。

ここは企業登記処のオフィシャルサイトで第 22 条を遵守しなかった会社を検索したときの事例です。この会社は第 22 条を遵守しなかったため、名称が変更させられました。シャドー・カンパニーは不正行為を行うために企業登記証書を得ますので、企業登記処はすべての会社の登記証書で次の内容を中国語・英語で併記しています。「この会社の名称は企業登記処で登記されたが、いかなる知的財産権が授与されたことを表示するものではない。」これは××の事例です。左側は企業登記証書です。

企業登記証書には会社の設立年月日が書かれています。その下に、中国語と英語両方併記で「会社名称は企業登記処の登記を獲得した。ただし、これは同社の名称に等しいいかなる商標権或いはいかなるその他の知的財産権を授与されたこと証明するものではない。」と記載されています。

それでは、ブランド所有者はシャドウ・カンパニーに対して何をすべきかについてお話したいと思います。三つのステップがあります。第一歩としては、警告レターを送付します。大陸の場合、警告レターを出してもあまり効果がないと思われませんが、香港の場合は違います。私の経験によると、大体10通を出すと、9通は効果があります。警告レターが機能すれば、次のステップはいりません。第一歩に効果がなかった場合、第二歩を取ります。民事訴訟を起こし、法廷命令を獲得します。私の経験によると、10社に対して民事訴訟を起こした場合、1社が企業名称変更します。通常の場合、香港において、シャドウ・カンパニーはあまり抗弁しません。したがって、大体3か月間で法廷命令がもらえます。法廷命令をもらった後に、その副本をシャドウ・カンパニーに送付し、企業名称変更を求めます。大体10社のうち、1社が自動的に変更します。それでは、残りの変更しない企業に対して、どうするか。こういう場合は、第三歩を取ります。法廷命令に基づき、香港の企業登記処に申立てます。

私の経験によると、以下のアドバイスがあります。まず、1点目としては、シャドウ・カンパニーに対するアクションは早ければ早いほど効果が高いです。すなわち、いち早く警告レターを出した場合、シャドウ・カンパニーも自動的に権利侵害行為を中止すると思われれます。警告レターの送付による成功率は非常に高いと思われれます。しかし、例えば、1年後に警告レターを出した場合、権利侵害行為は既に進行中であるため、この場合、警告レターの効果はあまり現れないと思われれます。私は常にクライアントに対して、会社の名称を定期的に検索するようにアドバイスしております。シャドウ・カンパニーが発見され次第、すぐに警告し、厳しさを教えます。

法廷命令がないと、企業登記処に申し立てすることはできないので、法廷命令の入手はとても重要だと思います。複数の日本の会社が香港でシャドウ・カンパニーに対して訴訟を起こしていると伺っております。日本の会社は訴訟などを遠慮しがちのようですが、やはりシャドウ・カンパニーに対する訴訟は大した訴訟ではないので、積極的に対応したほうがよいと思います。中国国内の権利侵害業者とシャドウ・カンパニーの関連性の証拠を提出したほうがよいと思います。私の経験によりますと、香港の法廷命令は中国国内のAICとか裁判所に対してもとても有益であると思います。それから、自社の商標代理人に対し、常に香港と中国の商標公告を入念に監視させることが大事です。その出願人が通常シャドウ・カンパニー或いはシャドウ・カンパニーの取締役です。シャドウ・カンパニー或いはその取締役に対して第22条及び(或いは)第291条に関するクレームを提起すべきです。

それでは、具体的なやり方について、ホームページを確かめながら紹介していきたいと思えます。現在、香港の企業登記情報はすべてインターネットで開示されていますので、先ほどご紹介しました事例もインターネットで検索することができます。こちらは企業登記処のオフィシャルサイトです。このサイトは英語、中国語簡体字と中国語繁体字という三つのバージョンがあります。登録使用者と非登録使用者に分けられています。登録使用者の場合、より豊富な情報を検索できます。登録使用者の場合、前払いで料金を払っています。調べるたび、自動的に料金が引かれます。非登録使用者の場合、毎回支払わなければなりません。今登録使用者を選びました。まず、英語、

中国語簡体字と中国語繁体字の選択が聞かれます。通常私は英語を選びますが、今回は中国語簡体字にいたします。私は登録使用者なので、今からユーザー名とパスワードを入力します。こちらは私のアカウントです。まず、料金の残高があります。残高の下に過去の検索記録が記載されています。検索のところに、会社名称の入力欄があります。私は登録使用者であるため、検索できる項目はたくさんあります。これは、頭文字検索です。例えば、今は、「USAWISE」というミルクの会社の名称の頭文字を入力しました。そうすると、どういう会社が「USAWISE」を会社名に使用したのかが出てきます。これは2007年に担当した案件です。結果としては、会社名称を変更させました。次にキーワード検索を紹介いたします。アメリカの企業を例にしたいと思います。繁体字による検索を行います。「恵氏」という会社を入力します。今回は有料検索になります。香港ドル3ドルを支払います。会社の名称一覧表が出てきます。以前あった会社名もここに掲載されています。記録の数は18社あります。即ち、11月17日の時点で、18社の企業が「恵氏」という名前を使っています。先ほど定期的に企業名称の検索が必要であるとアドバイスしました。たとえば、現在は18社ですが、3ヶ月後、検索した結果、19社あれば、1社増えたことがわかります。まず、会社名のところにクリックすると、会社の詳細情報がわかります。詳細情報の中に、先ほど紹介したように、ローマ字のところは大体違います。しかし、同じ中国語名を使っています。この会社が過去3年間でどういう書類を提出したのかについても、すべてオンラインで検索できます。それから、会社名だけではなく、会社の登録番号を入力すると、同じような詳細情報が出てきます。この会社も先ほどご紹介したように、企業登記処の指示に従わず、名称変更をしなかったため、4月28日に、処長は強制的に会社名を変更させました。

私の講演は以上です。どうもありがとうございました。ご質問があれば、ぜひご提出ください。

○司会 それでは、ご質問がございましたら、ぜひお願いします。

○発表者不明

こんにちは。私の質問としては、一部の企業は香港の企業登記処に登録せずに、香港の税務処で登記して営業を行います。これに対して、先生はどう思いますか。

○俞海珉弁護士事務所 弁護士 俞海珉氏

この場合は、有限公司の登録ではなく、無限会社の登録になります。先ほどの方法は適用できません。無限会社の場合、大体個人の名前、例えば経営者の名前を使って会社登記しています。こういう会社に対しても、訴訟を起こして、法廷命令を入手しなければなりません。法廷命令をもらった後に、この会社に対して、解散するように要求します。私の経験から見ると、このような税務処登記の処理は若干面倒ですが、対応できないわけではありません。また、実際に、こういう事例は少ないと思います。

○発表者不明

今のケースに対して、法律根拠は会社登記条例ではなく、商標法ですか。

○俞海珉弁護士事務所 弁護士 俞海珉氏

同じようにパッシングオフで対応できます。

○郭

私はシャープのものです。大変すばらしいご講演、ありがとうございました。  
ブランド所有者は何をすべきかの第一歩として、警告レターを送付します。その後、民事訴訟を起こします。民事訴訟の場合、例えば、同時に数十社の会社に対する民事訴訟を起こすことは可能ですか。もし、可能であれば、民事訴訟の間に、いくつかの会社から異議が提出された場合、すべてを解決し、法廷命令をもらってから対応できるのか、それとも、その一部の会社の異議を無視して、繰り上げて対応することができるか教えてください。

○俞海珉弁護士事務所 弁護士 俞海珉氏

まず、1点目の質問として、例えば10社の場合、10のアクションが必要です。例えば、御社で対応される場合、10社同時のほうがもちろんコストが高いです。しかし、もし、われわれ弁護士事務所に依頼する場合、われわれは経験がありますので、コスト削減ができます。私のやり方として、例えば、10社に対してアクションを起こす場合は、今日5社に対してアクションを起こして、明日また5社に対して起こします。私の経験によりますと、今まで相手が抗弁するケースはありませんでした。したがって、異議とかが出されることは心配しなくてもよいと思います。例えば、10社のうち、8社に対する法廷命令がもらえます。ところで、裁判所は1日で8件の法廷命令を出すことは不可能です。二日間に分けて命令を出すのが通常です。しかし、私は8社に対する法廷命令をまとめて同時に企業登記処に申し立てることができます。私のアドバイスとして、やはり1回のアクションで数多くの会社に対して訴訟をおこすべきと思います。それから、われわれ弁護士事務所を利用した場合は、数の多いほどコストが低いです。一番難しいのは、一番目のアクションです。会社の販売記録の資料を提出しなければなりません。また、私たちは訴訟書類を作成する必要があります。例えば、内部の稟議をあげて、書類提出までに、1ヶ月が必要です。しかし、1回目は書類の提出が面倒ですが、2回目になると、相手の名称を変更するだけで済むので、次からは便利になります。それから、弁護士事務所は常に進捗情報を把握しています。以上でよろしいでしょうか。

○発表者不明



法廷が開廷して、権利者の出席は必要ですか。

○俞海珉弁護士事務所 弁護士 俞海珉氏

必要ありません。弁護士が代行すれば結構です。例えば、中国の場合、委託書 (POA) が必要になると思いますが、かなり時間がかかると思います。しかし、香港の場合は POA はいりません。例えば、本日わたしに依頼した場合は、来週あたり警告レターが送付されていて、再来週には民事訴訟を起こして、法廷命令を獲得されるになります。

○司会 時間がオーバーしていますので、最後に一つだけご質問ください。

○トヨタ自動車 竹市氏

トヨタ自動車の竹市と申します。先ほどのお話で、登記処ではなく、税務処に登記された場合、対応はできます。ただし、手続きが非常に複雑であると伺っておりました。その複雑なところは単純な企業名称の同一ではなくて、例えば、登録人は経営者なので、誤認混同させやすいです。そういう意味で難しいとおっしゃったのでしょうか。

○俞海珉弁護士事務所 弁護士 俞海珉氏

有限公司の場合は、会社の責任であって、株主とは関係ありません。したがって、権利侵害行為を行う人は通常有限公司という形式で登録します。先ほど、私は 200 件ぐらいの案件を担当したと話しました、その中で、無限会社のケースは 1、2 件しかありませんでした。なぜかという、無限会社の場合、責任は経営者個人の責任となります。例えば、私が「俞海珉経営会社」を作り、会社に問題が発生した場合、私はその責任を負います。結論として、権利侵害業者は通常有限公司という形式を選びます。もし、私が権利侵害業者の弁護士であれば、やはり有限公司という形式をアドバイスします。しかし、香港の場合、一部の業界は必ず無限会社という形式で登録しなければなりません。例えば、われわれ弁護士事務所もそうです。弁護士事務所はパートナー関係で、全て個人で責任を持って無限会社を作ります。無限会社は特殊な業界なので、数は少ないと思います。皆さんはやはり有限公司に注目してもらいたいと思います。先ほどお話しました手続きが複雑ということについて、無限会社の場合、法廷命令をもらった後に、解散手続きが必要になって、1 年間の期間が必要となります。

○トヨタ自動車 竹市氏

無限会社に注目する必要がないことは理解いたしました。もう少しお伺いしたいことがありますので、後ほどの宴会でまた交流のほどお願いいたします。

○司会 一旦ここで終わらせていただきますので、拍手のほうをよろしく願いいたします。時間を過ぎてしまいましたが、ここにて第 55 回の IPG 会合を終わらせていただきます。この後、またいつもと同じように、懇親会がありますので、出席される方はそちらに移動してください。

(終了)